

【科目情報】

授業コード	1FCB308010	科目ナンバリング	FCALAW81033-J2
授業科目名	刑事法総合演習		
担当教員氏名	杉本 吉史		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	火曜2限
授業形態	演習		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>本演習は、刑法並びに刑事訴訟法についての基本的知識を有している受講生を対象とし、現実に発生した事例や判例をもとにした事実を素材として提供し、主に刑事公判手続にそっての重要な論点に即して、事前に与えた予習用教材についての質疑応答やまとめを通じ、これまでに学んだ刑事法について更なる理解を深めることを目的とする。講義にあたっては、予習用教材にそって、基礎的概念および重要判例等を、適宜、質疑応答を通して検討する。受講生は、事前に十分な予習を行うことが求められる。このほか、関連する項目に関する課題を課すことなどにより、論述の能力を涵養するための指導を行う。</p> <p>さらに、犯罪被害者問題、医療と刑事法、自白事案における情状立証や量刑の問題、少年事件等、広く刑事法に関わる問題にも目を向けて、その認識を深める。</p>
到達目標	<p>実際に生じた事例を元にした資料等をもとに、質疑応答や議論を通じて、その事例についての刑法・刑訴法さらに刑事政策的な面からの論点・問題点を本質的に把握し、それを説明ができるようになることを目標とする。その過程を通じて、刑事法全般の総合的な判断を行うことができる力を培う。演習や検察庁の見学等、刑事司法に関わる実務家に触れる機会などを通じて、法曹としてのやり甲斐や実際の現場で法曹がどのような悩みを持ち、苦勞をしているかを言語化することも一つの目標とする。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	<p>事前準備－起訴状 訴因の意義、役割や、第1回公判までの段階における弁護人の準備として、刑訴法、刑訴規則をふまえて何が求められるかを考える。</p>	<p>模擬裁判記録における起訴状の記載内容につき、事前の検討を行う。第1回公判までの段階の弁護人の準備活動についての復習をする。</p>
第2回	<p>事前準備－証拠の収集・検討 証拠の開示請求をめぐる当事者間の攻防や開示された証拠を検討する視点、証拠書類についての同意・不同意の検討などについて考察する。</p>	<p>与えられた事例につき、どのような証拠開示を求めるべきかなどを事前に検討する。証拠書類につき、各当事者の意見のあり方を復習する。</p>
第3回	<p>公判手続の流れと当事者の諸活動 冒頭手続から証拠調べ、論告・弁論に至るまでの公判についての流れの中で、当事者が何に留意し、何を、どう訴えるのか実践的に検討する。</p>	<p>違法収集証拠排除に関する事例を事前に検討し、それに関連する判例を調査する。その上で、弁護人として証拠請求に対してどのような意見を述べるべきかを考える。</p>
第4回	<p>事実認定1 事前に提出を受けた事実認定の課題について、認定に際して考慮すべき論点を議論・検討することを通じて、事実認定はどうあるべきかを考える。</p>	<p>模擬記録に基づき、事前に事実認定のレポートの提出を行う。事後は、授業の討議やレポートに対する講師のコメントを元に、事実認定の手法についての復習を行う。</p>

第5回	犯罪被害者 受講者に、犯罪被害者に説明を行う検事役や犯罪被害者を支援する弁護士役になって答えてもらうことを通じて、刑事手続きにおける現行の被害者の占める地位と権限、及び検察官及び被害者参加弁護士の役割を学ぶ。	模擬ケースにおいて、検察官及び弁護士役として説明、支援をどうすればよいかを事前に検討しておく。犯罪被害者に係る刑訴法、規則の規定を復習する。
第6回	訴訟能力と責任能力 模擬事例を通じて、被告人が精神障害者である場合の刑事裁判について、各当事者がなすべき活動を考える。また、刑事責任能力についての審理の在り方や、精神鑑定などの問題を検討する。	訴訟能力の存否が争われる事例において、弁護人として、どのような弁護活動を行うべきかについての課題を事前検討しておく。訴訟能力及び刑事責任能力の審理について学んだことを復習する。
第7回	事実認定2 判例の事案を基にした課題を提供し、各人がこれについて事実の認定を検討してきたうえで、その認定の妥当性を批判的に検討し講評しつつ議論する。	事前に提供されたケース課題について、それぞれいかなる事実認定をなすべきかについて、判例等も調査した上で、討論ができるように準備する。
第8回	量刑 具体的な事例をもとに情状に取り組む視点を紹介するとともに、現実の量刑の実情を紹介して情状への認識を深める。被告人の更生につながるために、検察・弁護・裁判所それぞれの果たすべき役割が何かを考える。犯罪者予防更生法など、更生援助の仕組みも学ぶ。	事前に提供されたケースにつき、刑事弁護人としてどのような情状立証を行うべきかについて、事前に準備、検討をしておく。事後には、被告人の更生のための諸制度についての復習を行う。
第9回	伝聞証拠 伝聞証拠に関する事例を課題に出し、演習での質疑や討論を通じて、伝聞法則とその例外についての理解を深める。また、現実の裁判手続における証拠の扱いについても、この機会に触れる。	伝聞証拠に関する事例を課題に出し、それぞれの証拠能力の有無及び証拠として用いる方法について、判例をふまえて事前に検討する。 演習で取り扱った判例の事例と判断内容を、事後に復習する。
第10回	控訴・上告 控訴審裁判所の役割とその権限の限界について、事例を題材にして討議を行う。控訴・上告における審理の特殊性に応じて、当事者としてこれに取り組むポイントを解説する。	控訴審裁判所の役割とその権限の限界についての判例に沿った事例について、裁判所としてどのような扱いをすべきかを事前に考える。 控訴・上告審の構造につき、事後に復習しておく。
第11回	医療と法 終末期医療に関わる事例を下にして、医療をめぐる生じる刑事法の諸問題について問題点を整理して検討をする。	終末期医療を取り扱った刑事裁判例を収集し、自らどう考えるべきかを準備しておく。 演習で扱った各論点を整理して復習する。
第12回	少年事件 少年事件の具体的事例を下にした議論を通じて、少年の特性に応じて、少年法の規定の理解を深め、少年事件に関わる法曹としての留意点についての検討を行う。	少年の養育環境等に応じて、どのような付添人活動を行うべきかにつき、事前に与えられたケースについて検討をしておく。復習では、少年法による審判の構造につき、刑事裁判との相違を復習しておく。

第13回	刑事法の立法過程 平成28年の刑事訴訟法の改正等の刑事立法を題材として、司法関係者が立法にどのように関与しているか、立法の結果をどのように評価するか、等について広い視点から考える姿勢を養う。	平成28年の刑訴法改正の際の審議議事録などを事前に読み込んで、それぞれ立法の評価すべき点と問題点を事前に考えておく。復習では、立法の前後での実務の違いを押さえる。
第14回	違法性阻却事由についてのケース研究 正当防衛に関する最高裁判例に即したケースにつき、検討を行う。	正当防衛の成否に関する最近の最高裁判例に関連するケースについて、判例を調査した上で、それぞれ正当防衛の成否や成立する犯罪につき、考えをまとめておく。
第15回	検察庁見学あるいは外部講師による講演 検察庁見学が可能な場合には、検察庁に足を運び、検察実務の一端に直接触れ、検察官の実際の姿を見学や講話・模擬取調べの実施等を通じて学び、検察実務への認識を深める。見学が実施できない年度については、外部講師による刑事法に関わる講演を実施する。	事前準備は特に求めない。各自、受講後に文献などで見学等の成果についての復習を実施する。
第16回	期末試験	

成績評価方法	絶対評価 定期試験における論述試験を80点とし、事実認定に関するレポート、毎回の授業における議論への参加態度などの総合点を20点として評価する。
履修上の注意	特になし
教科書	特に定めず、各回に配布する講評・レジュメ等を学習に用いる。
参考文献	参考書としては、別冊ジュリスト刑事訴訟法判例百選【第10版】（有斐閣）、基礎から学ぶ刑事訴訟法演習（高田昭正著、現代人文社）、事例演習刑事訴訟法【第2版】（古江頼隆著、有斐閣）
その他	